

2014.6.25
第62号

家庭問題情報誌 小あみりお

編集・発行
公益社団法人 家庭問題情報センター
PHONE / 03-3971-3741



《目次》

- 平成家族考62《子どもたちの思いやりと絆について考える》1～3頁
ア・ラ・カルト《親の離婚を経験した子どもたちの声を聴き続けて ―ウォーラスティン博士の研究を振り返って》4～5頁
海外トピックス《ドイツ離婚法制における家庭裁判所の役割 ―父母の離婚に伴う子どもの養育問題について》6～7頁

◆平成家族考 62

子どもたちの思いやりと絆について考える

思いやりという言葉は、「思い」と「遣る」からできていて、思うだけではなくて、思いを相手に届けることのようにです。ある小学校の運動会の日、1年生の徒競争で走っていた女の子がゴールの手前で転んでしまいました。観客全員がアッと叫んで、可哀そうにと思いました。その時、近くにいた6年生の男の子が素早く女の子のもとへ走り寄り、抱き起こし、声をかけながら砂を払い落とし、ケガをしていないことを確かめてから、手をつないで二人で走ってゴールインしました。観客は我に返ったように拍手しました。思いは一緒でしたが、その思いをやり遂げてくれた男の子への拍手でもありました。日本人は、思いやりという言葉が好きです。

絆という文字は、語源的には犬や馬などの動物を離れないようにつなぎ止めておく綱のことであったようで、そこから家族や友人など人と人とを離れがたくしている結びつきをいうようになったとのこと。親子の絆、家族の絆、人間の絆という言葉をよく見聞します。英語では、普通は「ties」を使い、「family ties」(家族の絆)というようです。「人間の絆」といえば、英国の作家サマセット・モームの有名な長編小説ですが、原題は、「Of Human Bondage」(人間の束縛又は隷従)となっていて、これでは日本では売れないだろうと「人間の絆」としたら大いに売れたという話があります。それほど日本人は、絆という言葉も好きです。

今回は、本誌に掲載された東日本大震災の時の子どもたちが示した思いやりと絆の話と「ムッチャんの詩」という本に掲載されている終戦直前の防空壕の中での12歳と6歳の女の子の思いやりと絆の話を読み返し、子どもたちの思いやりと絆について考えてみたいと思います。

1 「東日本大震災と子どもたち」

(本誌第53号(2011.6.25発行)より「アラカルト」の一部転載)

第1 思いやり・絆・友だち

東北の震災地の状況や福島原発事故の状況を知るためにテレビにかじりついていた人々は、数分おきに繰り返し流されたAC ジャパンの三つのコマーシャルを忘れることはないと思います。一つは、高校生らしい男の子が電車の中で妊婦に気づきながら声をかけられず、石段を苦勞して登るおばあさんを見ながら一旦は無視して追い越しながら、思い直して手を貸して一緒に登ります。「心は目に見えないけれど、心づかいはだれにでも見える。思いは目に見えないけれど、思いやりはだれにでも見える」こと

を教えるものです。次は、幼い男の子が父親らしい人と手をつないで歩いて行く後ろ姿、女の子が母親らしい人と笑い声を上げながら手をつなごうとする姿、抱き上げられて嬉しそうな声を上げる女の子の姿です。子どもが求める絆の強さを感じさせるものです。最後は、「遊ぼう」というと「遊ぼう」というで始まる金子みすゞの詩「こだまでしょうか」を映像化したものです。そばにいて、すべてをそのまま受け入れてくれるだけでいい友だちの存在の大きさを訴えるものです。AC ジャパンは、一般のコマーシャルが自粛されているこの時期に、最も必要な人と人とのつながりの大事さを訴えたかったのでしょうか。

この冊子は、**宝くし***の社会貢献広報事業として助成を受け作成されたものです。



第2 献身・ボランティア・世界の人々

大震災後間もない東京のコンビニで、お菓子の袋を持ってレジに並んでいた小学1年生ぐらいの子がお菓子の袋を元の場所にもどし、手に握りしめていた硬貨をレジの横に置いてあった義援金箱に入れて立ち去ったという目撃談が報じられました。

押し寄せる津波の中で、流されて物につかまっていた中3の男の子が、子どもを抱いた母親が流れてきたのをつかまえて一緒に流されながらも助け出し、避難所に運んでいったという話も報じられました。中学生たちが、水のない避難所に、毎日重たい水を背負ってひと山越えて届けたという、このような美談は毎日のように報じられていました。

避難所においても、小学生たちが結成した肩叩き隊、薪拾い隊、配膳手伝い隊が、一緒に暮らすお年寄りの肩叩きを行っている様子、炊事や焚き火用の薪拾いをしている様子、配膳を手伝っている様子がテレビで放映されていました。子どもたちも、何かしてもらっただけではなく、自分たちも何か人の役に立ちたいという自助、共助の気持ちを持ったのでしょう。

2 「ムッチャんの詩」 中尾町子 著

(みき書房 1982.10.8 発行)

これは、終戦直前の大分市の防空壕の中で出会った12歳のムッチャんと6歳の町子ちゃんの二人の少女の絆のお話です。その概要を紹介します。

この本の著者である町子ちゃんは、両親と三人で大分市に疎開して来ていて、空襲のときは、父親は職場の防空壕に、町子ちゃんは母親に背負われて海岸沿いの崖の中腹の防空壕に避難していました。この防空壕はトンネルが奥まで続き、その両側に小部屋が掘ってありました。あるとき、町子ちゃんは、一番奥の小部屋に、暗いローソクの光で、背中を向けて寝ている女の子がいることに気づきます。町子ちゃんが覗き込もうとすると、「あの子に近寄ったらあかんのや。あの子はな、肺病なんや。うつったら命取りになるんよ」ときつく叱られました。肺病(肺結核)は伝染病でしたから、当時は患者を出した一家は、人目につかないように患者を隔離して疎んじていました。町子ちゃんは、病気の恐ろしさよりも、ひとりぼっちの少女の淋しく悲しげな様子のほうがよほど気がかりでした。防空壕に避難する機会が増えると、母親の意思にもかかわらず、ムッチャんと接触する機会が増えていきました。

二人は激しい空襲が続く束の間、薄暗い壕内で大人たちの目を盗み、ひそかに友達になっていったのです。疎開の転校で、一人の友達もいなかった町子ちゃんの淋しさと、いつも一人ぼっちで壕内に寝ていたムッチャんの淋しさが、二人を急速に近づけました。ムッチャんは、「お父さんが戦地から帰って来たら、一緒

に横浜に行って、お母さんと弟を探すの」と言い、お父さんが出征した後、横浜の家は空襲で焼けてしまい、逃げ回っているうちに、お母さんと弟とはぐれてしまったムッチャんは、「大分のおばさんちに引き取られたけど、病気になってしまったの。おばさんちには赤ちゃんがいるでしょ。だから、うつるといけないので、良くなるまでここにいます」と話しました。そして病気が良くなったら、「青い空が見たいな。どこまでも、どこまでもまっ青な空が見たいな」と言っていました。

大分市を焼き尽くす大空襲があった夜のことで、ノドの渇きに勝てずに町子ちゃんが母親に「お母さん、お水がほしいよ」としつこくねだった時、母親は周囲の手前、町子ちゃんの頭を叩き、「聞き分けのない子ね。空襲が終われば、いくらでも飲めるじゃないの」と強い口調で叱りました。町子ちゃんは、じんわりと臉の底がふくれあがってきました。その時でした。そばに寝ていたムッチャんが、「私のをあげる」と枕元の竹筒を差し出したのです。町子ちゃんが嬉しそうに、竹筒を受け取ろうとした時、「あんた、肺病やないの。気やすういわんとき!」と、近くにいた女の人が鋭く陰しい声で叱りつけたのです。ムッチャんは、水をせがむ町子ちゃんを見かねて、親切から竹筒を渡そうとただけなのに、どうしてムッチャんだけが怒られなければならないの、ムッチャんかわいそう、持っていき場のない感情から、町子ちゃんは小声で「ムッチャんのお水、ちょうだい」と言ったのです。ムッチャんはうれしそうに、そっと竹筒を渡してくれました。水は生ぬるく、少しカビ臭い匂いがして、一口しか飲めませんでした。ありがとうございます。ムッチャん」と返しかける町子ちゃんに、「だいじょうぶよ。町子ちゃんには病気がうつさないから、また欲しかったら言ってね」とささやくように言い、やせ細った熱っぽい手で町子ちゃんの手を握り、「だいじょうぶよ。町子ちゃんのお父さん、きっと無事で迎えに来られるからね。心配しないでね」と励ましてくれました。

長い夜が明けたとき、大分の街はすっかり姿を変え、一面の焼け野原となっていました。そして、町子ちゃんの父親が町子ちゃんと母親を迎えに来てくれました。ムッチャんは、「私の言ったとおりだったでしょう。よかったね」と喜んでくれました。

6歳の町子ちゃんは、父親の背中に負われて「ムッチャん、サヨナラ」と手を振って両親と一緒に家路につきました。町子ちゃん親子が再会を喜び合う姿を、一緒に家路に向かう姿を、ムッチャんがどんな気持ちで見送っていたのか、6歳の町子ちゃんは考えるべくありません。その後、町子ちゃんはムッチャんに会うことはありませんでした。

終戦となって数日後、町子ちゃんは母親から、「あの壕の中で寝ていた女の子、死んだそうや。かわいそうに、戦争が終わってもまだあそこに放っておかれたらしい。

水のなくなった竹筒を握って、死んだそうや…。餓死したのか。胸もそうとう悪かったらしいが…」と聞きました。

ムッチャンと町子ちゃんの絆は、ここで切れたように思われました。しかし、あれから32年が過ぎた昭和53年の夏、毎日新聞大阪本社は、「三三回忌の夏」という原稿を募集しました。町子ちゃん、今は一男二女の母親となった町子さんは、12歳の時の娘が、いかに幼くて甘えん坊であるかを体験していました。それに比べ、頼るべき父も母もない病気の12歳の女の子が土壕の闇の中で過ごしなが、6歳の私を思いやり、励ましてくれた日々のことを思い起こし、町子さんは、「ムッチャン」の思い出として応募しました。それが新聞に掲載されるや大きな反響を呼びました。ムッチャンの短い生涯に涙し、これはどのような激しい反戦記や反戦デモよりも訴える力があると言われました。高校の放送劇や映画になり、あるいは英語の教材に取り上げられ、多くの人を知ることになりました。舞台となった大分市の平和市民公園のわんぱく広場には、ムッチャンの平和像が建てられました。

3 子どもたちの思いやりと絆について考える

(1) 面会交流現場で見る思いやりと絆

本法人が行っている面会交流援助の場は、別れて暮らす親（ほとんどは父親）と子が、思いやりと絆を築き直す場であり、また、久しぶりに会う子とどう接すればよいのかを父親が学ぶ親教育の場でもあります。例えば、乳児期に別れた3歳の子を前にどうしていいかわからない父親の場面では、援助者は子どもにボールを持たせ、「会えてうれしいというボクの気持ちをパパに届けようね」と父親に渡させ、父親にも「パパもうれしいよ」と返させるなどの介入を行います。子どもを独りでトイレに行かせようとする父親に、「こんなときは一緒に行って連れションするのがお父さんじゃないですか」と助言したことがあります。手をつないで帰ってきたときの二人の満面の笑みが、その後の交流を一変させたことは言うまでもありません。子どもとキャッチボールをした後で、「こちらが強く投げると、あいつも強く投げ返し、優しく投げるとあいつも優しく投げ返し、心が通い合っていると実感しました」という父親がいました。親と子は、思いを見えるものに託してやり取りしたり、連れションをしたりすることで絆を築いていきます。

しかし、子どもは、父親への思いやりを示しながら、一方では母親への思いやりを忘れていないのです。父親との交流の間は、母親や家でのことはほとんど話さず、帰ってからは、父親と会って楽しかったようなそぶりを母親には見せないのです。子は、どちらの親にも愛されたい、どちらの親との絆も失いたくないと願っているからです。親の離婚という辛い体験をした小さな子どもたちが、面会交流の場で示す両親への思いやりと絆への願

いには、大人が考える以上に深いものがあります。

(2) 震災時の思いやりと絆

私たちは、東日本大震災後間もない東京のコンビニで、菓子袋を棚にもどして、握っていた硬貨を義援金箱に入れて立ち去った子どものことを忘れません。被災地では、子どもたちが自分らにできる思いやりを献身的に実行し、被災地の人たちを喜ばせ、絆を強くしました。また、ここでは紹介を省略しましたが、外国のメディアは、文句も言わずに整然と避難所で生活する避難者や、黙々と長蛇の列に並んでいるサラリーマンや、駅の階段に座る人々が真ん中は人が通れるように空けている写真などを添えて、「未曾有の大震災は、建物などは根こそぎ破壊したが、その後には高貴な精神が立っていた」などと報じていたとのことでした。混乱の中で略奪や暴動に走るのではなく、思いやりと絆を保持した国にいることを私たちは誇りに思います。

(3) 防空壕の中での思いやりと絆

防空壕の中で結ばれた幼い二人の女の子のか細い絆は、出会いと別れから32年後に、町子ちゃんの投稿によって、ムッチャンのことを多くの日本人が知るところとなり、戦争から子どもを守ろうという大きな絆になりました。それから更に36年経ち、世界も日本もなんとなくキナ臭い風潮の中、間もなく「七十回忌の夏」がやって来ます。災害や戦争の悲惨さの記憶は時とともに風化していきます。かつて、絆がいつの間にか束縛と隷従にすり変えられた辛い日々があったことを体験した人も少なくなりつつあります。せめて終戦記念日には、暗い防空壕に放置されていた12歳のムッチャンが、死ぬ間際まで6歳の町子ちゃんに示し続けた思いやりと絆の話を思い出してください。

(4) 心や思いが目に見えるようにしよう

私たちは、思いやりと絆を大切に作る国に生まれたことを幸せに思います。そして、それらが小さい子どもたちにもちゃんと受け継がれていることを知り、嬉しくなります。

詩人宮澤章二は、「行為の意味」という詩(注)の中で、「確かに〈こころ〉はだれにも見えない けれど〈こころづかい〉は見えるのだ それは人に対する積極的行為だから 同じように胸の中の〈思い〉は見えない けれど〈思いやり〉はだれにでも見える それも人に対する積極的行為なのだから あたたかい心があたたかい行為になり やさしい思いがやさしい行為になるとき 〈心〉も〈思い〉も初めて美しく生きる —それは 人が人として生きることだ」と書いています。

これからは、手助けを要する人がますます多くなる社会になります。私たち大人も子どもも、今よりももう少しだけ勇気を出して、人として積極的に心や思いが目に見えるようにしましょう。そして、それが人間の絆になっていくことを信じましょう。

(注) 出典：宮澤章二「行為の意味 青春前期のきみたちに」
ごま書房新社 2010.7.6 発行

親の離婚を経験した子どもたちの声を聴き続けて

— ウォーラースタイン博士の研究を振り返って —

本誌第 35 号の平成家族考「離婚した親と子どもの声を聴く」は、ウォーラースタイン博士の親の離婚が子どもに与える影響に関する一連の研究に触発されて本法人が実施した調査研究の結果を紹介したものです。ウォーラースタイン博士は、家族の問題を扱う機関や研究者にとっては忘れてはならない先達のお一人ですが、2 年前の 6 月に亡くなられていますので、3 回忌を迎えるに当たって、ウォーラースタイン博士の業績に造詣の深い佐藤千裕さんに寄稿をお願いしました。佐藤さんは、裁判所職員総合研修所の上席教官等を経て、現在は高松家庭裁判所首席家庭裁判所調査官をされています。

2012 年 6 月、親の離婚が子どもに与える影響に関する研究の第一人者であり、カリフォルニア大学バークレー校社会福祉学部で長く教鞭を執っていたジュディス・ウォーラースタイン博士が亡くなりました。享年 90 歳でした。

彼女が生前に発表した数々の論文や著書は、広く世界中の言葉に翻訳され、日本でも出版されています。学者や実務家といった専門家でなくても、離婚と子どもの問題に関心のある方であれば、ウォーラースタイン博士の名前を耳にしたことがあるかもしれません。

彼女の研究の大きな意義は、それまで大人の問題としてしか扱われてこなかった離婚について、子どもの視点からとらえ直し、子どもの立場から数々の提言をしてきたことにあります。

彼女のご冥福を祈りつつ、その研究の一端をご紹介しますことにします。

1 親の離婚を経験した子どもの声を聴く

1971 年、ウォーラースタイン博士は、カリフォルニア州マリナー郡に住んでいた 60 家族、131 人の子どもたち（当時の年齢は 3 歳から 18 歳）を対象として研究を始めました。

彼女の手法は、離婚した父母とその子どもたちに面接を行い、多くの時間を掛けて言葉を交わし、その本音に耳を傾けて、子どもたちの心の状態、親子関係や生活の状況を把握し、親の離婚が子の心理や成長に与える影響を調査するというものでした。

この調査は、研究の開始から 25 年間、同じ父母、同じ子どもたちを対象として、5 年ごとに継続して行われました。彼女は、子どもたちの声を 25 年間にわたって聴き続け、その成長や生活を見守り、心理学の知見を踏まえて、親の離婚が子に与える影響を分析していったのです。

意外に思われるかもしれませんが、彼女が調査を始めた当時、アメリカにおいても、親の離婚が子の心理や成長に与える影響については、ほとんど何も

知られていませんでした。

心理カウンセラーであった彼女は、カウンセリングに訪れる子どもには、親の離婚を経験した者が目に付くことが気になっていました。しかし、離婚が子に与える影響を調べるためバークレー校の図書館をいくら探しても、これを研究した本は一冊も見当たらなかったのです。このことが自分自身で調査を行う動機になった、と彼女はのちに述懐しています。

2 25 年間にわたる研究の結果から

それまで、アメリカ社会では、親の離婚が子どもに及ぼす情緒的な影響は一時的なものであり、離婚から 2～3 年すれば、子どもの多くは平穏な生活を取り戻す・・・と受け止められていました。しかし、ウォーラースタイン博士の調査結果は、このような社会通念をくつがえすものでした。

彼女によれば、離婚が子どもに与える影響は、決して一時的なものではなかったのです。

親の離婚から 10 年以上が経過しても、半数近くの子どもたちには、父母に対する潜在的な怒りや不満を解消できず、自己の感情をうまくコントロールできないとか、異性と交際することに不安がある、自分に自信が持てない、非行や薬物乱用にかかわるなどといった状況が見られたのです。

また、離婚により一方の親との交流を絶たれてしまった子どもの中には、喪失感に悩まされたり、両親に見捨てられるのではないかと潜在的な不安を抱いたりしている子がいました。別れた親との面会交流の機会が確保されていた子どもであっても、面会の機会が少ないことや柔軟に会えないことにストレスを覚えたり、子どもの意向を尊重しないで面会の条件が決められたことから、これに縛られて伸び伸びと生活できないと感じたりしている子もいたのです。

さらに、ウォーラースタイン博士が強調したのは、離婚の影響が一定の期間を経てフラッシュバックのように現れてくることがあるということです。

両親の離婚後、一見すると長年にわたって平穏無

事に生活してきた子どもの中には、成年に達してから、急に親の離婚を直視するようになり、異性との交際や結婚に不安を感じてしまう子がいました。

また、もう一つ、彼女が強調したのは、離婚後、親が子どもを自分自身の精神的な支えや慰めにし、それが子に過度の精神的負担を与えていたケースが見られたことです。子どもは、親を心配させないために背伸びして、必要以上に“良い子”として振る舞い、親の不安や悩みの聞き役に回ることもありました。その結果、年齢相応の子どもらしさを失い、健全な成長が損なわれていたのです。

3 研究に対する反響

ウォーラー・スタイン博士の研究の結果は、離婚が子どもに与える影響について楽観視することを戒め、強く警鐘を鳴らすものでありました。

1970年代に入り、アメリカの各州では離婚手続に破綻主義が導入され、離婚の数は増加する一方でした。そのような中、彼女が、離婚が子に与える悪影響を小さくするという観点から、子が両親と良好な関係を維持することの重要性を指摘し、離婚後も父母が共同して子を養育することを推奨する立場を採ったことは、各州の家族法の改正や離婚等に関する公共政策に大きな影響を与えることになりました。

一方、彼女の研究に対しては、さまざまな立場から批判も寄せられました。

例えば、彼女の研究対象とされた家族は経済的に比較的豊かな中流家庭の人たちとその子どもであり、調査の対象に偏りがあるといった批判、子どもの心理の理解の方法に偏りがあるといった批判、彼女の研究は離婚を過度に罪悪視するものであるといった批判、子どもに悪影響を与えるのは父母の争いに子を巻き込むことであって、離婚それ自体ではないといった批判などです。

離婚や子どもに関する研究が進んだ現在、研究の手法や規模も進化してきており、彼女の研究に対する批判の一部には耳を傾けるべきものもあると言えます。

しかしながら、彼女が親の離婚を経験した子どもの心の声を聴き続け、25年間にわたってその心理や成長の過程を追跡的に調査し、子どもの立場から親の離婚の影響を分析したことは、研究としては極めて貴重なものでありました。

事実、彼女の研究の成果は、その後、他の学者や実務家による研究や調査に多大な影響を与えることになりました。

4 彼女が伝えたかったこと

25年間の調査を終え、ウォーラー・スタイン博士は

マスコミや雑誌のインタビューなどで、離婚と子どもをめぐる問題についてさまざまな発言をしています。その中で、離婚する親に対し、次のような提言をしています。

- ・離婚について子どもが理解できるように説明しましょう。それがやむを得ない選択であり、現実であることをわかりやすく教えてください。
- ・子どもが離婚の原因を作ったわけではないことを子どもに理解させましょう。
- ・離婚しても親にとっては子どもが大切な存在であると、子どもに伝えましょう。
- ・子どもが悲しむことを受け容れましょう。
- ・離婚によって子どもを傷つけてしまったり、不安を与えてしまったりしたときは、素直に謝りましょう。
- ・離婚後も父母が子どもとよい関係を築きましょう。父母の双方をずっと好きでいてよいのだと、子どもに理解させてください。
- ・離婚後の子どもの学資についてきちんと計画を立てましょう。離婚の際、夫婦の財産から子どもの学資を優先的に確保してください。
- ・離婚後の子の養育や面会交流については、子どもの立場に立ち、子どもの年齢や生活の変化に応じて、取り決めに柔軟に変更しましょう。
- ・必要があれば、子どものために積極的に専門家の助言を受けましょう。

5 おわりに

これを見ても、ウォーラー・スタイン博士の視点が常に子どもに注がれていただけでなく、離婚をめぐる問題について、一貫して子どもの目線で考え、広く社会に提言しようとしていたことがわかります。

バークレー校を退職したのち、彼女はあるインタビューで述べています。「夫婦は、離婚しても子どもにとって親であることに変わりはありません。だから、互いに協力すべきことがたくさんあるのです。まず、離婚した相手に対する怒りや感情を鎮めることです。そして、離婚後の子の養育や面会交流といった難しい課題に親として互いに力を合わせて挑戦していかななくてはなりません。」

彼女の研究は、親の離婚が子どもに与える影響について多くの示唆を与えるものでありました。もちろん、子どもたちのすべてが彼女の言うような悪影響を被るわけでは決してありません。子どもたちの多くは、親の離婚を乗り越えて成長していきます。

彼女が本当に言いたかったのは、ことさら離婚の影響を強調することではなく、離婚を考えている親たちが、子どもの気持ちや立場をよく理解し、互いに子どもの養育や親子の交流のために協力してほしいということだったのだと思います。

ドイツ離婚法制における家庭裁判所の役割

— 父母の離婚に伴う子どもの養育問題について —

父母の離婚に遭遇する子どもにとって最も大切なことは、父母が自分たちの離婚問題に優先して、離婚後の子どもの健やかな成長について話し合い、「父母間の養育ルール」を合意形成することです。この問題は、離婚制度そのものと深く関係します。離婚を制度とし保障している趣旨は、離婚の成否、離婚に伴う諸問題について公正性を担保するためです。離婚により最も被害を受けるのは子どもです。日本における離婚の9割は協議離婚ですが、その協議離婚では子どもの養育問題はほぼ全面的に父母の意向に委ねる制度です。このような制度のもとで、『子の最善の利益』、子どもの健全な成長を達成することができるのでしょうか。諸外国では、裁判所はこの問題にどのようにかかわるのでしょうか。

今回は、ドイツ離婚法制における子どもの養育問題について、家庭裁判所はどのような役割を担うのか、その機能について簡単に紹介し、日本の離婚制度の課題について考えてみましょう。

1 日本の現状

既に、「ふぁみりお」第54号でも紹介されていますが、日本でも、民法766条が改正され（2011年成立・2012年施行）、協議離婚の際には、面会交流・養育費について父母間で協議することが求められ、その有無を協議離婚届書に記載することになりました。ところが、この協議の記載がない協議離婚届も、協議離婚届書に親権者の指定について記載があれば受理され協議離婚は有効に成立します。さらに、子の面会交流・養育費の協議がある場合にも、その内容について子の利益に添うかどうか、その相当性について司法的チェックなどはありません。

調停離婚、裁判離婚、和解離婚などでは親権者指定、あるいは養育費、面会について、家庭裁判所の関与により具体的内容が合意・判決などにより形成されますが、履行の確保には困難を極めます。早期に父母間で自発的・合理的合意形成により解決されることが最大の履行確保ではないでしょうか。

さらに、離婚後の単独親権制度（民法819条1項・2項）は、父母ともに親権者として適格性があり、共同親権を希望する場合にも例外を認めません。父母共同養育責任の原則がいわれる時代に、当事者の多様性を考慮し、そのニーズに合う法律制度の必要性を考えるべきではないでしょうか。

日本の離婚制度における子どもの養育問題解決プロセスは、子どもの養育問題の早期優先解決、合理的任意解決の実現から程遠い制度です。

2 ドイツ離婚法制と子の養育問題

(1) 子どもの養育問題への司法関与

1976年の離婚法改正により、ドイツ離婚法は有責主義から完全な破綻主義へと改革されました。有責主義離婚法では、婚姻の破綻について双方の責任を問う手続となり、当事者は必要以上に疲弊します。離婚後の父子・母子・父母関係の維持こそが、子の利益の実現の基礎となることを考えると、離婚プロセスは可能な限り責任追及・人格攻撃は最小限にすることが求められます。そこで、離婚法の国際的潮流は、今や破綻主義離婚法であるといえましょう。

現行ドイツ離婚法は、離婚は全て裁判によること、「婚姻の失敗」(Scheitern der Ehe)を唯一の離婚原因とする積極的破綻主義であること、離婚訴訟は弁護士強制制度であること、子どもの養育問題については父母間の合意解決の促進・優先原則が制度化されていることが特色です。

具体的には、「婚姻の失敗」が推定される場合として、夫婦が1年以上別居し、夫婦双方が離婚を申立てたとき（あるいは、相手方が離婚に同意しているとき）は、合意離婚として手続が簡略化されています。同意のない時も3年以上の別居により破綻が推定されます。また、別居1年未満でも、婚姻継続が申立人にとって苛酷な場合は離婚が認められます。反対に、婚姻破綻が認定できた場合でも離婚の認められない場合があります。それは、「婚姻から生まれた未成年子の利益のために婚姻の継続が必要とされるとき」です。

離婚申立における子どもの養育問題の手続は、2008年の「家庭事件及び非訟事件の手続に関する法律」(以下、手続法という。)の制定により、裁判所が親の配慮(後記参照)、面会交流、養育費について、当事者に対し積極的に任意解決の指示、あるいは相談の勧告など、行政機関(少年局=日本の児童相談所、家裁調査官に類似した機能をもつ)、民間機関との連携を果たすシステムが構築されました。

(2) 裁判所の勧告による合意形成支援

ドイツの家庭裁判所は、設立当初から司法機関としての機能が重要視され、調整的機能である調停機能は有しませんが、裁判手続の過程で、事案に対応した相談機関による相談の指示、合意形成支援機関の利用勧告を積極的に行う職務を負います。

1997年・2004年の2回にわたる親子法改正により、離婚後も父母の共同配慮制度を原則としました。父母の婚姻の有無により親の配慮権は影響を受けない制度です。例外的に、父母がともに単独配慮権を希望している場合には、父母による単独配慮の共同申立てが認められています。これに対して子どもの異議申立権が認められ、その場合は、裁判所が単独配慮権の可否を判断します。したがって、離婚の際には、父母の共同配慮権を前提とした、子の利益の実現を志向して父母の合意解決を優先させる制度が構築されています。

このような趣旨を実現するために、連邦規模の民間職能組織として、家族メディエーションに関する連邦作業共同体BAFM(Bundesarbeitsgemeinschaft für Familienmediation)も設立されています。費用は1時間当たり50ないし250ユーロですが、メディエーターは、メディエーションの教育を受け資格認定を取得した専門家です。このような専門家により合意形成支援が行われます。

子どもの意見表明権の保障の制度として、1997年の親子法改正に伴い手続法に手続保護人制度を設けましたが、2008年の手続法制定では、子の主体性の視点から、手続保佐人とその名称を改正しました。手続保佐人は子どもの意見表明権の保障にとどまらず、客観的子の利益の実現を担う趣旨を明確にする規律が設けられました。

なお、ドイツ法における親の配慮・面会交流については、その制度趣旨が明文により明確に規律されています。つまり、1979年の配慮権法により、従来の「elterliche Gewalt」(親の権力)という用語を、「elterliche Sorge」(親の配慮)に改め、「父母は、未成年の子のために配慮する義務を負い、権利を有する。」と規律されています。面会交流の法的性質は、子の権利であることを明確に規律し、

その上で父母の義務であり、権利であると明文化しています。

3 『子の最善の利益』を実現するために

子どもの権利条約は、子どもの養育について父母の共同養育義務を第一次的なものとし、これを支える国の養育支援責務を定めています(条約18条1項2項)。父母の離婚後の共同親権(共同配慮権)については、様々な見解がありますが、それぞれの国の歴史、文化などの問題があり一概に先進国の制度を受け入れることは問題があります。しかし、日本も、ドイツも、目指すところは共通しており、「子の最善の利益」の実現だといえないでしょうか。これまでの人間関係諸科学の研究成果から、子どもの健やかな成長・人格形成には父母との関係性の質が問われることは明白です。

子どもの権利条約は世界中でほとんどの国々(2013年現在193か国)が批准した国際的ルールであり、子ども法制などあらゆる分野の行動指針です。ドイツでは、1990年に子どもの権利条約を批准しましたが、その後の関連法制の改革について、先に触れましたとおり1997年の親子法改正以来、2008年の家事事件手続法制定など積極的に成し遂げ、現在も進行形であるといわれています。いうまでもなく、これらの改正は全て子どもの権利条約適合性を志向したものです。

4 私たちの課題

子どもが健やかに生育するためになすべき課題は、父母の共同養育責任が十分に果たされる制度の実現、父母の共同養育責任を支える国の養育支援責務の実効性ある制度の具体化、それを支える民間機関の当事者支援の公的支援など避けて通れない問題であると考えられます。

立法、司法、行政、民間組織など、子どもに関わる全ての人々が子どもの権利条約の指導原理を再確認し、共有することが、最大の、しかも実現可能性のある「子の最善の利益」実現への第一歩ではないでしょうか。一人でも多くの子どもの笑顔を実感できる社会の実現には何が求められるのでしょうか。

参考文献

- ・田中通裕「比較法の概観」家族<社会と法> 2008年・24号98頁
- ・森山浩江「比較法調査報告・離婚の成立」、大村敦志ほか編「比較家族法研究」商事法務2012年・57頁、同「資料・ドイツ」328頁
- ・岩志和一郎「ドイツ家族法の現状と改正動向」、野田愛子ほか編「新家族法実務体系(1)」新日本法規2008年・101頁

宝くじは、
みなさまの豊かな
暮らしに
役立っています。



宝くじは、図書館や動物園、
学校や公園の整備をはじめ、少子高齢化対策や
災害に強い街づくりまで、いろいろなかたちで、
みなさまの暮らしに役立てられています。